

三重県版バリアフリー観光推進事業業務委託  
企画提案コンペ参加仕様書

1. 企画提案コンペの目的

本事業は、パーソナルバリアフリー基準による三重県版バリアフリー観光が県全体に浸透するよう、同基準による宿泊施設等の調査と結果に基づくアドバイスを行うとともに、観光関係者を対象としたバリアフリーに関する実践的な体験研修を実施し、地域全体において「心のバリアフリー」の意識を向上させ、地域が一体となって受け入れる気運を醸成し、障がい者や高齢者、外国人でも安心して訪問できるバリアフリーの観光地づくりを推進することを目的とするものです。

2. 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 三重県版バリアフリー観光推進事業業務委託
- (2) 委託期間 契約の日から令和3年3月25日
- (3) 委託業務の実施場所
  - ア 受託者の所在地
  - イ 三重県内の調査&アドバイス対象施設
  - ウ 三重県内の研修対象地域
- (4) 契約上限額 1, 222, 100円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 業務内容 別添「三重県版バリアフリー観光推進事業業務委託仕様書」のとおり

3. 企画提案コンペへの参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱（平成19年4月1日施行）により落札停止措置を受けている期間中でないこと、及び同要綱に定める落札停止要件に該当しないこと。
- (4) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 申請書及び添付書類について、個人情報、法人に関する情報（いわゆる企業秘密）に該当する場合を除き、情報公開の対象となることを承諾すること。

4. 企画提案コンペの提出資料

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申し込みを行ってください。

- (1) 提出期限 令和2年7月8日（水）午後5時
- (2) 提出方法 8の提出場所に、下記（3）の必要書類を提出すること。  
（郵送可。ただし、提出期限厳守とし、到着を確認すること。）

(3) 必要提出書類及び部数

- ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1）1部  
※「登記簿謄本」等の添付書類（コピー可）を含みます。
- イ 見積書（任意様式）8部（正本1部 副本7部）  
※見積書には委託内容の項目ごとに積算内訳（単価基礎、単価、数量等）を示した金額を表示すること。  
※消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を乗じた額）を明記すること。
- ウ 企画提案書（任意様式）8部  
※A4、15ページ以内（表紙を除く）、両面印刷、長編綴じ、2か所ステープル止めで作成すること。  
※以下の①～③の項目について必ず記載すること。
- ①バリアフリー観光調査&アドバイスの実施
- ・調査&アドバイスの実施時期、調査予定施設数、調査予定地域
  - ・調査&アドバイスの実施方法
  - ・調査内容
  - ・調査&アドバイスの公表方法
- ②バリアフリーの観光地づくり研修の実施
- ・実施スケジュール
  - ・受講対象者（業種等）
  - ・研修内容
  - ・講師の提案
  - ・受講者への周知方法、受講者の募集方法、災害等により中止する場合の周知方法
  - ・受講者アンケートの調査方法
- ③その他
- ・業務の実施体制及び経験・実績
  - ・上記項目以外で本事業を実施するにあたっての独自の提案及び強み

(5) 質問の受付及び回答

- ア 質問の受付期限令和2年7月1日（水）正午12時まで
- イ 質問の提出  
※企画提案コンペに関する質問は、原則として担当課あて電子メールによるものとします（様式2）。  
担当課アドレス：kanko@pref.mie.lg.jp  
件名：【質問】バリアフリー観光推進事業企画提案コンペに関する質問  
※原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き的な事項に限り、次の質問は受け付けません。
- ・企画内容に関する照会
  - ・他の応募者の提案書提出状況に関する質問
  - ・積算に関する内容

・採点に関する内容

ウ 質問に対する回答

※質問に対する回答については、令和2年7月3日（金）正午12時までに三重県ホームページに掲載します。個別の回答はいたしません。

5. 企画提案参加者の資格審査及び結果通知

(1) 第1次審査（書類審査）

ア 実施時期 令和2年7月14日（火）を予定

※申込数が5者以下の場合は第1次審査を省略します。

イ 審査の結果 すべての参加意思表示者に対して文書により通知します。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

ア 実施時期 令和2年7月17日（金）※14時～16時頃を予定

イ 実施場所 三重県庁8階 雇用経済部会議室 ※予定

（津市広明町13番地）

ウ 実施内容 プレゼンテーション15分、質疑7分（予定）

※プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書及び見積書のみによるものとし、電子機器等の使用は不可とします。

エ 選定基準 別紙のとおり

オ 選定結果の通知

後日速やかに参加者に通知するとともに三重県ホームページにて公表します。

カ 契約の締結 最優秀提案者と契約条件を協議の上、委託契約を締結します。

(3) 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

ア 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。

イ 提案者が本企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。

ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

エ 参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。

オ 見積書の金額又は重要な文字を訂正したとき。

カ 見積書に不備（見積内訳書の提出がない、見積額と見積内訳書の金額が一致しない、一括値引きや減額の項目が計上されている、記載すべき項目が欠けている）があるとき。

キ 住所、氏名又は押印を欠く見積書を提出したとき。

ク 重要な文字の誤脱、又は識別しがたい見積書を提出したとき。

ケ 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。

コ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

6. 最優秀受託候補者に提出を求める資料

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納税額がないこと用）」  
所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの」の写し

- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、県税についての「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）の写し
- (3) 契約実績証明書（様式3）  
過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

## 7. その他

- (1) 企画提案書及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 企画提案に要する費用は、コンペ参加者の負担とします。
- (3) 提出された企画提案書は返却しません。
- (4) 選考経過は公表しません。
- (5) 審査結果についての意義申立は受け付けません。
- (6) 企画提案書は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (7) 契約保証金は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号（以下、「規則」という。））第75条によるものとします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。  
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (8) 契約は、三重県雇用経済部観光局観光政策課において行います。
- (9) 契約書は2通作成し、三重県及び受託者の双方が各1通を保有するものとします。  
なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）
- (10) 契約代金の支払方法、支払場所、支払時期については、契約条項の定めるところによるものとします。
- (11) 契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とします。変更契約についても同様とします。
- (12) 再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合は、この限りではありません。
- (13) 契約の履行にあたっては、三重県個人情報保護条例の規定を遵守すること。

(14) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

(15) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

ア 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

①断固として不当介入を拒否すること。

②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

③発注所属に報告すること。

④契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

イ 契約締結権者は、受注者がア②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

(16) その他必要な事項は、三重県会計規則に規定するところによります。

8. 企画提案資料提出先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部観光局観光政策課 担当：村上

電話：059-224-2077

FAX：059-224-2801

E-mail：kanko@pref.mie.lg.jp